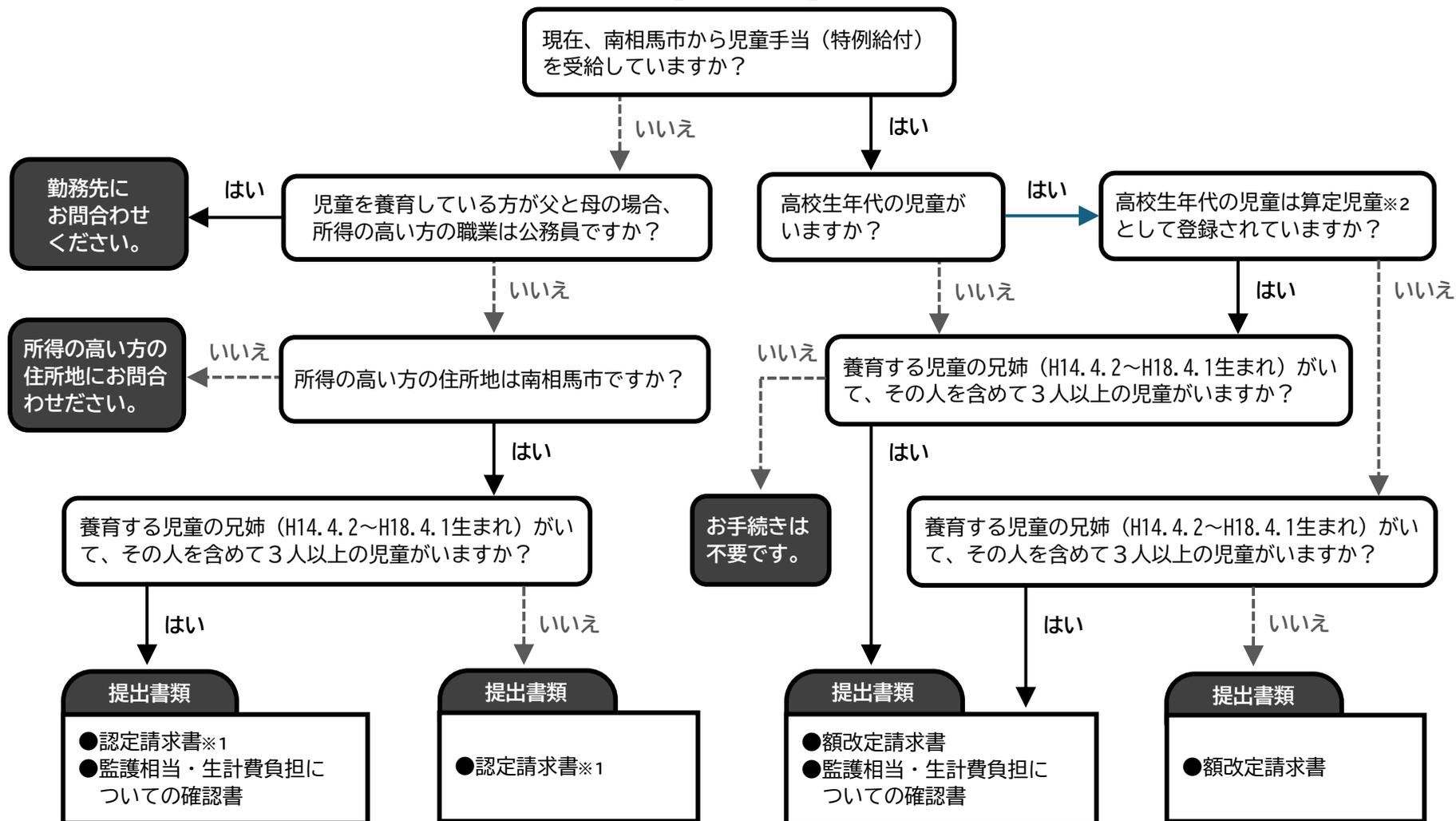


<令和6年10月児童手当制度改革 申請手続き要否確認フローチャート>

【スタート】



- ※1 認定請求書には、健康保険証の写し、口座情報のわかるもの（通帳またはキャッシュカードの写し）を添付してください。
受給資格者（申請者）が18歳までのお子さん（H18.4.2以降に生まれた子）と住民票上別居している場合は、認定請求書または額改定請求書と同時に「別居監護申立書」の提出が必要です。
- ※2 算定児童とは、支給対象ではないが、多子加算（第3子以降の加算）のために児童としてカウントされる高校生年代（H18.4.2～H21.4.1生まれ）のお子さんのことを指します。
児童手当の支給対象児童が出生や転入した時点から、高校生年代のお子さんが同一世帯であれば「算定児童」として登録されています。